

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之でございます。

まず、日印の原子力協定について伺わさせていただきます。

いわゆる公文、見解及び了解に関する公文といふものの法的性質について伺いますけれども、この公文といふものはこの協定と一体的に不可分のものとして成されているものなのかどうか、また法的拘束力を有するものであるのかどうかについて、大臣あるいは外務省の事務方から答弁をお願いいたします。

○政府参考人(梨田和也君) お尋ねの公文ですが、協定に関連して作成された法的拘束力を持つ国際約束ではありませんが、協定の不可分の一体を成すものではないとの位置付けです。

○小西洋之君 では、今回の審議対象になつて協定を始めとするものの中で、逆に、不可分の一体のものである、不可分一体のものであるとされていくもの、何かございますでしょうか。

○政府参考人(梨田和也君) 本協定におきましては、附属書A及び附属書Bは本協定の不可分の一部を成すものと位置付けられております。

○小西洋之君 ちょっと内閣法制局に伺いたいんですが、まず前提として、我が国の法制度全体についての質問ということなんですが、今参議院に送られてきております天皇の退位等に関する皇室典範特例法案の中に、「この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、この法律と一体を成すものである。」という規定がございます。内閣法制局が閣法として審査されたものでございますけれども、一般に、ある法規範とある法規範、あるいは今の答弁、この協定の附属書といふものが法規範であるかどうかというのとはまたちよつと別論があるのかと思ひますけれども、一般に、ある法令といふかと思ひますけれども、法令と法令を一体と成すとしていくような用例は、我が国の法体系、憲法以下の法体系、何が具体的にありますでしょうか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) ものではありません、お尋ねの規範については、一体を成すという規定の例といたしましては、国内法でいいますと、憲法第九十六条第二項に憲法改正についての規定がございます。国民の承認を経たときは、「天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。」という規定の例がございます。

○小西洋之君 今答弁いただいた憲法第九十六条と先ほど外務省から答弁いただいた条約に関する附属書、この二つ以外に、我が国の法体系の中である法規範あるいは法令等が、二つのものが一体を成すとされている用例、法制局が御存じのもの、ありますでしょうか、ほかに。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 条約等については多数あると承知しておりますけれども、国内法令におきましては、なぜかといふと、一体を成すといふ確認をわざとしないという規定を置く必要性という問題があると思ひまして、実際にそのような規定を置いている例といふのは、現行法で承知している限りでは先ほどの憲法でございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、ちよつと協定の方を一旦離れさせていただいて、集団的自衛権の高三要件について伺わさせていただきますかと思ひます。

法制局長官に伺いますけれども、だんだん三年目にならうかとしておりますけれども、我が国の法の支配と立憲主義を破壊された解釈改憲からですね、七月一日の、なるうとしておりますけれども、あの七月一日の解釈改憲ですね、あれによつて憲法九条の法規範、武力行使に関する法規範、特に武力行使に関する法規範は何も変わっていない、法理として何も変わっていないと、そういう理解でよろしいですね。簡潔にイエスカノーかだけで答弁ください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) もちろん、変わるところと変わらないところがあるわけでございますけれども、変わったところで申し上げますと、やはり国際法上は集団的自衛権によつて違法性が阻却される、そういう類型の行為のうち、我が国の自衛のために必要、やむを得ない必要最小限度の限定されたものについてはこれを行使するという、そういう解釈になったということでございます。

○小西洋之君 いや、私が伺っているのは、憲法九条の根本規範、武力行使を規律するその法理ですね、皆さんがおっしゃっている、七月一日の閣議決定に書いてある、安倍政権がするところの根本的な論理ですね。だから、九条で言うところの根本規範、武力行使を規律する基本論理そのものは法理として何ら七月一日の閣議決定前後で変わっていないと、そういう理解でよろしいですね。イエスカノーかだけで答弁ください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 従前、昭和四十七年の政府見解で①、②として申し上げてきた点でございますけれども、その基本的な考え方は変更がないということでございます。

○小西洋之君 その基本的な憲法九条の基本論理が大きく変えられているということについて、ちよつと改めて詳細に確認をさせていただきますかと思ひます。

まず、限定的な集団的自衛権ですけれども、歴代の内閣法制局長官から、実態は先制攻撃であると、国連憲章五十一条違反の先制攻撃、違法な先

制攻撃がその実態であるといふふうな御指摘、これは国会の、宮崎元法制局長官においては安保国会で国会陳述の中でおっしゃっているところでございます。

で、この限定的な集団的自衛権なんですけれども、内閣法制局が幾つかの答弁をされておりますけれども、こういうような答弁をされておりますね。他国の防衛を自衛を目的とするものではないといふふうに言っています。一方で、他国の防衛を目的とするものではなく、あくまでも我が国を防衛するための必要最小限度の措置にとどまるものでありますといふような言い方もされております。

横島長官に伺いますけれども、限定的な集団的自衛権は、他国防衛の目的として全く持っていない集団的自衛権といふふうには理解してよろしいでしょうか、あるいは他国防衛の目的を持って発動される武力行使であるといふふうには理解すべきなんでしょうか、どちらでしょうか。もう、イエスカノーかだけで答えてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 御指摘の限定的な集団的自衛権の行使、すなわち他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使についても、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置に限られるものでありまして、当該他国に対する武力攻撃の排除を自衛を目的とするものではないということでございます。

なお、先制攻撃といふのは、武力攻撃が発生していない場合に先制攻撃をするという概念でございます。今般の場合につきましては、他国に対する武力攻撃が発生している場合でございますので、それをもって先制攻撃として論ずるということとは誤りであると考えています。

○小西洋之君 聞いたことだけ答えてください。安倍総理みたいな答弁を法制局長官がするんじゃないですよ。聞いてもないことを言つて時間稼ぎする。しかも、聞いたこと答えていないんですよ。今私が言ったのは、他国に対する武力攻撃の排

除それ自体を目的とするものではないという言い方をされる一方で、さつき示したように他国の防衛を目的とするものでもなく、するものではなくという言い方もされているんですね。

だから、限定的な集団的自衛権は、他国防衛の目的を全く持つていない武力行使と理解してよろしいですか、あるいは他国防衛の目的を、少しなのか、ちよつとびりなのか、たつぷりなのか分かりますせんけれども、持つていて、そういう武力行使と理解してよろしいですか、どちらですか。イエスかノーかだけで答えてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 目的として持つていてるかというお尋ねについてはなかなかお答えしにくいところがあるわけでございますけれども、いづれにせよ、排除いたしますのは、他国に対する武力攻撃のうち、我が国の安全に直接関わる、法令、法律上の用語で申し上げますと、武力、武力攻撃、失礼、存立危機武力攻撃、存立危機事態ですね、存立危機武力攻撃ということに限られております。そういう状況であると。

つまり、目的はあくまでも我が国を防衛するため、自国防衛でございます。排除いたしますのは、その時点におきましては他国に対して加えられている武力攻撃の一部であると、そういう関係にあるということでございます。

○小西洋之君 今の答弁でおっしゃった、目的はあくまでも我が国の自国防衛ということは、他国を守る他国防衛は目的として一切有しないということではよろしいですね。

○政府特別補佐人(横島裕介君) ですから、一切ないとは申し上げていないわけでございます。

○小西洋之君 じゃ、日本語で丁寧におっしゃってください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 排除いたします

のは、他国に対して加えられている武力攻撃の一部であるという関係から、それを排除するということが他国防衛につながると、資するというものであることは、これは承知の上でそのような活動を。ただし、あくまでもその目的は我が国防衛のため、その範囲に限られるということでございます。

○小西洋之君 答弁を差し替えたりしないでください。私が聞いているのは、非常に簡単なことを聞いているだけです。他国を守る他国防衛という目的が、限定的な集団的自衛権の中に目的として有るかどうかが。今の長官の答弁は、目的として有しないというふうな結論を最後おっしゃったと思

いますけど、自国を守る自国防衛だけだということにおっしゃったと思いますけれども、自国防衛の目的しか有しないんですか、限定的な集団的自衛権は。

○政府特別補佐人(横島裕介君) ですから、あくまでも憲法上は、我が国を防衛する、その目的に必要な範囲内のことでございます。ただ、実際の措置は、他国に対して加えられた武力攻撃の一部、存立危機武力攻撃、それを排除する活動をやるわけでございますので、それは当然、当該他国を守るということにももちろんつながるといふことは承知の上のことでございます。

○小西洋之君 実際、自衛隊員が命を懸けて、アメリカに対して武力攻撃をする北朝鮮の武力攻撃を例えば例を挙げれば排除するわけですから、他国防衛、アメリカを守ることにつながるのは当たり前じゃないですか。

私が聞いているのは、あなたが何度もおっしゃっている我が国を防衛するという目的でやる、そういう他国防衛の目的も持つて、目的として持つて行く武力行使ということに理解してよろしいんですかということに聞いているんです。

じゃ、ちよつとこの質問をしますので簡潔に答えてください。限定的な集団的自衛権の行使は、

自国防衛、日本国を守るという目的を持つて行われる武力行使という理解でよろしいですね。イエスかノーかだけで答えてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) あくまでも憲法上は自国防衛のための武力行使と整理しております。

○小西洋之君 では、今長官がおっしゃられた自国防衛のための目的の武力行使、その同じ日本語の考え方で、限定的な集団的自衛権は、他国防衛を目的とする武力行使であるのかないのか。他国防衛、他国を守るという他国防衛が、目的として、概念として一切含まれていないものなのか、あるいは含まれているかどうか、簡潔にイエスかノーかだけで答えてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 既に二年前あるいは三年前にこの点については何度か御説明したと思えますけれども、そもそもその集団的自衛権と個別的自衛権の区別でございますけれども、個別的自衛権というのは自国に対する武力攻撃が発生したことを契機とするもの、集団的自衛権は……(発言する者あり)

○委員長(宇都隆史君) 御静粛にお願いします。○政府特別補佐人(横島裕介君) 他国に対する武力攻撃が発生したことを契機としたものでございまして、一部誤解がありますけれども、個別的自衛権というのは自国を防衛する目的のもの、集団的自衛権というのは他国を防衛する目的のもの、誤った理解が一部にまだ残っているのかもしれない。

その意味で、個別的自衛権だからといって自国のみを守ることを目的とするものに限られるということではなく、従前の政府の憲法解釈におきましても、我が国に対する武力攻撃が発生し、自国、我が国としての個別的自衛権を行使するといふことができる状況の下、例えば、米国に向かつて飛翔する例えば弾道ミサイル、そういうものも撃ち落とせる、まさに我が国の個別的自衛権の行使として撃ち落とせるのではないかと、そういう議論もしていただいております。

○小西洋之君 今、内閣法制局の答弁と外務省の答弁がずれているんですけれども……(発言する者あり) ずれていますよ。国際法上の定義は他国防衛、目的と入っているというふうに言った、外務省、今明言されました。当たり前のことですよ。攻撃を受けた被害国からの要請を受けて、その被害国に向かう武力攻撃を阻止するためなんですから、他国防衛の目的が入っているの当たり前じゃないですか、そんなことは。

なんです、つまりどういふことかといふと、限定的な集団的自衛権の行使は、横島長官が先ほどおっしゃったように、自国防衛を目的とするものなんです。で、自国防衛を目的として、我が国に対する武力攻撃の発生が起きていないにもかかわらず、ある国に対して日本が先んじ

その意味で、個別的自衛権、集団的自衛権という概念と、自国防衛目的、他国防衛目的というところは別の事柄でございます。したがって、今般のものにつきましては、限定的な集団的自衛権と言っておりますけれども、これは目的としてはあくまでも自国防衛、我が国防衛の目的のものであるという、それをる申し上げているわけでございます。

○小西洋之君 何か、アメリカに向かうミサイルを撃ち落とすというのは、それはそのミサイルそのものが我が国に対する武力攻撃の着手と認定された上での個別的自衛権の行使なんです、自国防衛のための武力行使なんだということをおっしゃっているんだと思えますが。

外務省に伺いますけれども、国際法上の集団的自衛権の定義で、他国防衛を目的として、国際法上、国連憲章五十一條に認められている集団的自衛権には他国防衛の目的というのは全く入っていない、ゼロという理解でよろしいですか。

○政府参考人(飯島俊郎君) お答えいたします。お尋ねの他国防衛の点でございますけれども、国際……(発言する者あり) 他国防衛のためには、集団的自衛権にもちろん入っております。

○小西洋之君 今、内閣法制局の答弁と外務省の答弁がずれているんですけれども……(発言する者あり) ずれていますよ。国際法上の定義は他国防衛、目的と入っているというふうに言った、外務省、今明言されました。当たり前のことですよ。攻撃を受けた被害国からの要請を受けて、その被害国に向かう武力攻撃を阻止するためなんですから、他国防衛の目的が入っているの当たり前じゃないですか、そんなことは。

なんです、つまりどういふことかといふと、限定的な集団的自衛権の行使は、横島長官が先ほどおっしゃったように、自国防衛を目的とするものなんです。で、自国防衛を目的として、我が国に対する武力攻撃の発生が起きていないにもかかわらず、ある国に対して日本が先んじ

その意味で、個別的自衛権、集団的自衛権という概念と、自国防衛目的、他国防衛目的というところは別の事柄でございます。したがって、今般のものにつきましては、限定的な集団的自衛権と言っておりますけれども、これは目的としてはあくまでも自国防衛、我が国防衛の目的のものであるという、それをる申し上げているわけでございます。

○小西洋之君 何か、アメリカに向かうミサイルを撃ち落とすというのは、それはそのミサイルそのものが我が国に対する武力攻撃の着手と認定された上での個別的自衛権の行使なんです、自国防衛のための武力行使なんだということをおっしゃっているんだと思えますが。

外務省に伺いますけれども、国際法上の集団的自衛権の定義で、他国防衛を目的として、国際法上、国連憲章五十一條に認められている集団的自衛権には他国防衛の目的というのは全く入っていない、ゼロという理解でよろしいですか。

て武力を行使する、これは国際法上禁止されている先制攻撃のものではないかということでは歴代の法制局長官から言われているところではないかとおぼやかす。

外務省に伺いますけれども、外務省、よろしいですか、先制攻撃ですね、国際法上違反とされている先制攻撃なんですか、ある国、A国とB国との間で、B国がA国に対して先制攻撃をやるとするのは、A国はまだB国に対して武力攻撃をしていないだけども、B国がA国に対して自国を守るために先んじて行つた武力の行使、武力の行使というのは事実上の意味でいいけれども、あるというもので理解してよろしいですか。

○政府参考人(飯島俊郎君) お答えいたします。あらかじめ先制攻撃についてこれを定型的、類型的に示すことは困難でありまして、あくまでも個別の状況に応じて武力攻撃に該当するかどうかを判断することになるものと考えております。

○小西洋之君 ちよつともう時間があれですのでも、外務省、よろしいですか、安保法制に基づいて限定的な集団の自衛権を発動した場合に、安保理に対して日本国はその報告の義務があります、報告の義務。そのときに、日本国が発動したのは国際法上は集団の自衛権であると、そういう説明をすることになるんですけれども、その説明の中で、密接な関係のある他国、他国を守るために集団の自衛権を発動した、そういう目的、他国を守るといふ目的を持って集団の自衛権を発動したと、そういう説明をするということではよろしいですか。あつ、報告、報告をするということでは。

○政府参考人(飯島俊郎君) お答えいたします。この場合にも、実際に生じた事例に鑑みて、それを個別具体的に報告するということになります、あらかじめこれを類型的に御説明することは困難かと考えます。

○小西洋之君 いや、集団の自衛権を発動した場合に、五十一条に基づいて安保理事に集団の自衛権を発動しましたという報告をするんですか

ら、その報告の中に、我が国と密接に關係する他国を守るために、その他国を守る目的を持って武力行使をいたしました、これは日本国として集団の自衛権であると考へておりますという説明を当然いたしますね。当たり前のことを聞いています。どうぞ。

○政府参考人(飯島俊郎君) 繰り返して恐縮でございますけれども、実際に生じた事例に鑑みてそれを報告するということになると思ひます。

○小西洋之君 もう何を聞いても当たり前のことをお答えにならないわけですから、限定的な集団の自衛権というのは国際法違反の先制攻撃であるということだと思ひますけれども。

法制局長官、ちよつと聞かれたことだけ、余計なことはいいですが、聞かれたことだけに答えてください。憲法第九条の解釈ですけれども、法制局長官、国際紛争を解決する手段としては、武力の行使は一切放棄する、永久に放棄するというふうにして書いてありますけれども、この九条一項の解釈というのは、侵略戦争、国際法違反の違法戦争を放棄する、禁止した、そういう条文であるというふうな理解としては従来から解釈していると、そういう理解でよろしいですか。そのことだけ答弁ください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) なかなか、九条はその第一項と第二項、両方から成り立っているというところがございます、一見その憲法第九条第一項のみを見ますと、御指摘のような解釈ということも成り立ち得るといふふうな考へておられますけれども、やはり九条は全体として第一項、第二項を解釈する必要があるということ、侵略戦争のみならず、自衛のための必要最小限度を超える武力の行使は許されないと解釈を取っておるところでございます。

○小西洋之君 過去、本物の法制局長官が、今申し上げた侵略戦争を禁止する、そういう条文でもあるという解釈をされておりますので、もうこれ以上は聞きませんければいい。

じゃ、ちよつと次の質問に行かせていただきますけれども、この武力行使の新三要件の第一要件ですけれども、法制局長官に伺いますけれども、同盟国等に対する、我が国と密接な關係のある他国に対する武力攻撃が発生して、そのことによつて国民の生命などが根底から覆される明白な危険がある場合に、やむを得ず必要最小限度の範囲内で武力の行使ができるというあの要件ですけれども、その第一要件ですけれども、国民の生命などが根底から覆る、これについて安倍内閣は、二つのセンカ、一つは戦によつて生じる災い、ホルムズ海峡の事例ですね、イランは日本にいわゆる武力、戦の災いの戦火を及ぼしてきているのではなくて、アメリカとイランの戦争によつて我が国に戦の災いの戦禍が及んでくるという。

ただ、こういう戦の災いの戦禍であっても、そのうした急迫不正の事態を排除するためには武力の行使、集団の自衛権ができるという解釈をされておりますけれども、従前の、よろしいですか、従前の、七・一閣議決定以前の政府の解釈は、我が国に対する武力攻撃の発生があつたときというの発生というの、さつき申し上つた二つのセンカの発生というの、武力の行使そのものが、武力の行使そのものが日本に発生したとき、そういう意味以外にはない、戦の災いの意味はないという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 従前の個別的自衛権の行使のみが許されるという政府の解釈におきまして、そのセンカのカ、ミサイルや砲弾が着弾すると、そういう目に見える形のみならず、いわゆる海上封鎖のような形の兵糧攻めといひますか、そのような形の武力攻撃の態様もあり得るといふふうな政府としてはお答えしているはずでございます。

○小西洋之君 その海上封鎖は日本に対する武力の行使ですよ。日本に対する補給船が、日本に對する船舶などが通らないように海上を武力をもって封鎖するんですから、日本に對する武力の

行使、つまり戦の災いそのものを及ぼしているといふふうな考へるべきではないですか。戦の災いと考へるんですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 火が出ないという意味で戦火という言葉には必ずしも包摂されないという意味でお答えしたつもりでございます。

○小西洋之君 火が出るかどうかという、ちゃんと私丁寧と言っているんですけど、武力の行使そのもの、海上封鎖というのは我が国に向けた武力の行使そのものであるという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 武力攻撃の手段たり得るといふことではございます。

○小西洋之君 武力の行使と先ほど私言つたのは武力攻撃ということなんですけれども、武力攻撃の手段たり得るんですから、武力攻撃そのものですね。海上封鎖で、日本に武力攻撃を行っている国がやっている海上封鎖というその行動というのは武力攻撃そのものという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) まさにその行動が我が国に對する武力攻撃に当たるといふ、そういうことがあり得るといふことではございます。

○小西洋之君 では、安倍内閣がおっしゃつたホルムズ海峡の事例は、日本に對する武力攻撃の行動、武力攻撃そのものというものは存在しない、概念として存在しない事例設定ということではよろしいですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) この点もかつてお答えしたと思ひますけれども、ホルムズ海峡の事例というのはあくまでも事例でございます、直接、我が国に對する海上封鎖そのものではないと。つまり、攻撃国の意図として、我が国を敵国として武力攻撃を加えているという意思はないと。

しかしながら、客観的に、行つている機雷による特定の場所の封鎖ということが、結果として、現実の問題として、我が国に對する武力攻撃として行われる海上封鎖と同じ結果を招くということ

になつてくる場合に我が国として何もできないという事はないのではないかと、そういう議論であつたと思ひます。

○小西洋之君 我が国に対する武力攻撃の意思もなく、あくまで結果的なものにすぎないのに、我が国はイランに対して武力行使ができる。この考え方は、従前の憲法九条の根幹の規範についての考え方、我が国に対する武力攻撃そのものが発生しない限り、我が国は武力の行使ができないという規範を変えてしまつてゐるのではないですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 冒頭お答えした、規範として維持しているところとは四十七年見解の①、②の部分でございまして、まさに自衛のための必要最小限の措置、我が国の存立と国民を守るために必要やむを得ない措置と云うものは憲法は禁じていないと云うこととございませぬ。

あと国際法上の違法性阻却事由に該当するものでなければならぬという縛りが掛かるということとございませぬ。

○小西洋之君 規範は変わつてゐるんですね。四十七年見解の外国の武力攻撃というのを、たまたま誰に對するって、当たり前だから我が国に對するって書いていないのを、そこを同盟国に對すると読めるといふふうに言いがかりを付けて、限定的な集団的自衛権の論理を捏造して、憲法九条の根本規範を変えてしまつてゐるんですね。

ある生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという言葉は、平成十六年の島根答弁書の日本国民の生命や身体が危険にさらされると、それと同じ意味でありまして、三要件に書かれてい

る生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという言葉は、平成十六年の島根答弁書にある日本国民の生命や身体が危険にさらされると、日本語として同じ意味であるという理解でよろしいですか。簡潔に、違いだけ答えてください。説明は結構ですから。

○政府特別補佐人(横島裕介君) なかなかその前提が違つたこととございまして、島答弁、御指摘の島答弁の当時は、あくまでも我が国に對する武力攻撃が発生しなければそのような状況は生じないという事実認識をベースにそのようにお答えしているはずとございませぬ。

それに対して、さきの平和安全法制においては、その事実認識が異なつたという前提でございまして、前提が異なりますので、その文言の意味が同じかどうかということにストレートにお答えすることはなかなか難しいということとございませぬ。

よつて定めてゐる国はありますでしょうか。

○政府参考人(飯島俊郎君) お答えいたします。集団的自衛権は国連憲章第五十一条において規定され、国家に認められてゐる権利であり、各国がその範囲内でこれを制限的に行使することは国際法上何ら問題はないものと考へられます。

○小西洋之君 当たり前ですね。国際法違反の先制攻撃定めたら、もう国際法違反の国として国連から制裁を受けてしまいますので、ということとございませぬ。

横島長官に伺いますけれども、さつき長官がなかなか言葉が出なかつた存立危機武力攻撃、これを排除するために合理的に必要と認められる必要最小限度の実力の行使ができるという解釈でいらつしやるわけとございませぬけれども、日本に密接に關係する他国、例でいうと、アメリカに對して北朝鮮が行つてゐる武力攻撃を排除するために、場合によつては、北朝鮮の軍事拠点を、北朝鮮の軍事拠点を日本の自衛隊が空爆することとしかその目的を達せられない、北朝鮮がアメリカに對して行つてゐる武力攻撃を排除する、存立危機

武力攻撃を排除するためには、北朝鮮の軍事拠点を自衛隊の航空機が空爆をする、それ以外に実力の手段としてない場合には、その空爆はこの新三要件上許容される合憲の武力行使だと理解してよろしいですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) なかなか仮定の事例について直接お答えをすることは適當でないというふうに考へます。

○小西洋之君 海外派兵は許さない、許されない等々のことで、それもまさに必要最小限度に限定されてゐるといふことを御説明してきたところとございまして、その考え方は維持されてゐるといふこととございませぬ。

○小西洋之君 何の論理的な答弁にもなつていませんけれども、もう一回伺います、よろしいですか。

あるいはそういう事例に対してこれが法規範たり得るのかということ審査するわけですけど、そういう審査資料が一枚も残っていないというわけでございます。

今申し上げましたように、旧来の三要件というのは、我が国に対する武力攻撃の発生が起きた場合にそれを排除するためのものでございまして、それを行うエリアですね、日本から追い出せば、日本の領海、領域から追い出す、あるいは場合によっては公海、公空もあるかもしれませんけれども、排除、追い出せば足りるわけなんですけれども、この限定的な集団的自衛権というのはアメリカに向けている武力攻撃を排除するものでございまして、原則とあれがひっくり返るんですね。基本的に海外で行うことになると。かつ、今私がした質問は、武力行使の態様においてもこれ制限がないんですね。アメリカに向かう存立危機武力攻撃を排除するために必要なことは全部認められると、かつ、速やかに存立危機武力攻撃を排除して終結させなきゃいけないということも法律に書いておりますので、第三要件というのが規範として成り立たなくなっているということでございます。

じゃ、横島長官に伺いますけれども、そういう、論理的には存立危機事態を排除するために必要なことは全部できるという論理しかないはずなんです、それ以外の論理が論理としてあるんだつたら言ってください。海外派兵が駄目とか、何か結論だけのレッテル貼りみたいな答弁は駄目ですよ。論理として、存立危機武力攻撃を排除するために必要なことは、合理的なことは全部できるといふ解釈しかないわけでございますので、その解釈でいくと、交戦権の否認、憲法九条の交戦権の否認ですね、交戦権というのは当然、空爆など、あるいは敵国の首都の占領なんかも含まれるんですけれども、そうした交戦権の否認が空文化してしまうのではないですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 憲法第九条第二項は、「国の交戦権は、これを認めない。」と規定

しておりますが、ここに言う交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上所有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政、中立国船舶の臨検、敵性船舶の拿捕等を行うことを含むものであると解しております。

他方、我が国は、自衛権の行使に当たっては我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することが当然認められているのでありまして、そのことは、旧来の憲法解釈でも今般の平和安全法制的の下におけるものにおきましても変わっておりません。その意味で、その行使は一貫して交戦権の行使とは別のものであるという理解をしております。

○小西洋之君 横島長官の答弁は、我が国を守る必要最小限度の実力の行使は交戦権には当たらないものだという従前の考えですね。これは七・一閣議決定前後で変えていない考え方なんですけれども。ただ、さっき私が申し上げましたように、武力行使の第三要件ですね、必要最小限度にとどまるべきものというものが法規範として成り立たなくなっているわけでございますので、当然、この憲法九条二項の国の交戦権は認めないという、これを認めないという条文も空文化する、死文化するということだと思えます。

じゃ、重ねて伺いますけど、第二項には戦力は保持しないという規定がございましてけれども、さつき長官、論理的に答弁できませんでしたけれども、北朝鮮がアメリカに行っている存立危機武力攻撃を排除するために、自衛隊が戦略的爆撃機を擁して航空の力をもつてその軍事拠点をたたき、それ以外に存立危機武力攻撃を排除する手段がないという場合には、自衛隊はその戦略的爆撃機を有することは法理としては排除されない。排除されるんだつたらそれを論理的に御説明いたしたいと思えます。排除されないという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) これまた先ほど

の交戦権の御説明と同様のことになろうかと思えますけれども、憲法第九条第二項で禁じられている戦力を持つということは、我が国を防衛するための必要最小限度の能力、実力を超える実力というそういう意味に解しております、今般の平和安全法制的の下におきまして行使することが可能となりまして限定的な集団的自衛権の行使と言われるものにつきましても、あくまでも我が国を防衛するための必要最小限度のものに限られていると、規範的にはまさに武力行使の三要件によって規律されるということでございます、その範囲にとどまるものである限りにおきまして、従前と同様、戦力、憲法第九条第二項で保有が禁じられている戦力には当たらない。別の言い方をすれば、それを超えるような戦力の保持は許されないということとは変わっていないということでございます。

○小西洋之君 長官は、必要最小限度の実力を行使するためのものが、超えるものが戦力であるので、その範囲にとどまるから、戦力の保持しないという関係では違憲にならないというようなことを一生懸命おっしゃったんだと思うんですけど、私の質問には何も答えていらつしやしません。

戦略的爆撃機は、従前の政府の答弁、またこれは安保国会でも実は、戦力に該当する、持てないものであるというふうに言っているんですけども、ただ、その戦略的爆撃機を用いたやり方であれば存立危機武力攻撃事態を排除できない場合にはそれも持てるのではないかと私の質問については何ら論理的な答えはいただけませんでした。

じゃ、国家安保局ですかね、ちよつと伺いたいと思うんですけど、この新三要件ですね、明白な危険という言葉がありますけれども、ちよつと簡潔にお答えいただきたいんですけども、政府が用意された事例のうちのイージス艦、アメリカのイージス艦を守るために日本の自衛隊が集団的自衛権を行使するというあの局面なんですけれども、あの局面はいわゆる存立危機事態と従前の武

力攻撃事態が重なり合っているもの、概念としてですね、場合によっては日本に対する武力攻撃の着手に至ることもあるんじゃないのか。つまり、存立危機事態と切迫事態が重なり合っている状況において、新三要件の明白な危険があるという文言と存立危機事態の明白な危険が切迫、失礼しました、武力攻撃事態の明白な危険が切迫している、この二つですね、どちらがその切迫の度合い、危険の度合いというのが高いんでしょうか、あるいは時系列としてどちらが前か後ろなんですか、答弁お願いいたします。

○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げます。

まず、切迫事態と存立危機事態、この場合におけるそれぞれの明白な危険の関係でございます。先生御案内のとおり、二つの事態におきましては武力攻撃が発生するかどうかという点においてその前提を異にしております。

存立危機事態におきましては、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処しなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らか状況でございます。一方、いわゆる切迫事態は、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫した事態でありまして、いまだ我が国に対する武力攻撃は発生してございません。

このように、二つの事態はその前提を異にしておりまして、またどちらがより緊迫しているかは事態の個別具体的な状況によることになるため、一概にお答えすることは困難でございます。

また、先生から御指摘がありました二つの概念の関係でございますが……(発言する者あり)

○委員長(宇都隆史君) 御静粛に。

○政府参考人(増田和夫君) 存立危機事態とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻

撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況でありまして、切迫事態との関係で申し上げますと、二つの関係、その重なる場合が多いというふうには、これは従来からさようなことでお答えさせていただいてるところでございます。

○小西洋之君 いや、だから、私が聞いたのは、その重なり合っていることを場合を前提として、その明白な危険と明白な危険が切迫しているというのとはどちらが切迫の度合いが高いんですかと。事態は重なっているんですよ。それで、事実は一つしか起きていないんですよ。概念が二つあつて答えられませんじゃ、それ済まないと思うんですけど、どちらが危険の度合いとしては高まつている、あるいは時系列の前後があるんだつたら、それを明確に答えてください。ちよつと時間がないので、結論だけ答えていただけますか。結論だけで結構ですから。

○委員長(宇都隆史君) 端的に願います。

○政府参考人(増田和夫君) 切迫事態は、武力攻撃がまだ生じていない場合に、我が国に対する武力攻撃がどの程度差し迫っているのかという観点から評価するものでございます。存立危機事態は、他国に対する武力攻撃、もう発生しておりまして、それを契機としてそれが我が国に対する武力攻撃と同様な深刻、重大な被害が国民に及ぶかどうかという観点から評価するものでございます。

このように、二つの事態はそれぞれ異なる観点から状況を評価するものでありまして、いずれがより緊迫した状況なのかと、時系列でどうなのかということと比較して論ずべき性質のものではないと、このように考えております。

○委員長(宇都隆史君) 時間です。おまとめください。

○小西洋之君 分かりました。終わります。

政府から一貫して意味不明の非論理的な答弁だけがあつたこと、こうした破壊された九条を自衛隊を付記して改憲して、九条がそのままだという

ことは実は論理的に通らないと、法的に通らないということと与党の先生方に申し上げて、終わらせていただきます。